



社会福祉主事の資格

この資格は本来、福祉事務所の現業員(ケースワーカー)として任用される者に要求される資格(任用資格)ですが、社会福祉施設職員等の資格基準などに準用されています。

また、社会福祉の基礎的な学習をしたことの目処ともされていることから、この任用資格を持っていることを条件としたり、希望する求人も多くなっています。

資格取得方法は、次の3つがありますが、3番目の試験は実際には実施されていません。

- ①大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
→指定している34科目のうちいずれか3科目を履修していれば該当します。
- ②厚生労働大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者
- ③厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
上記②の養成機関または講習会については、受講を現任職員(現在、社会福祉事業に従事している者)に限るものが定員の6割程度を占めており、残りは専門学校などの養成機関となっています。
その専門学校のうち、多くは、介護福祉士資格、保育士資格、社会福祉士資格の取得や取得準備を兼ねた学校となっています。

佐賀県内で任用資格が得られる学校
(修業年限)

西九州大学(4年)

神崎市神埼町尾崎4490-9 TEL 0952-52-4191

西九州大学短期大学部(2年)

佐賀市神園3-18-15 TEL 0952-31-3001

佐賀女子短期大学(2年)

佐賀市本庄町1313 TEL 0952-23-5145

九州龍谷短期大学(2年)

鳥栖市村田町岩井手1350 TEL 0942-85-1121



児童指導員の資格

児童福祉施設のほとんどに置かれている児童指導員の任用に伴って求められる資格です。児童指導員は児童養護施設、母子生活支援施設、障害児施設などで生活する子どもたちを援助、育成する職種です。また、関連する職種として児童自立支援施設(従来の教護院)に児童自立支援専門員(従来の教護)が配置されています。児童指導員の職場は、児童養護施設、虚弱児施設、母子生活支援施設、障害児施設、盲ろうあ児施設、障害児関係の通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設(児童自立支援専門員)などです。

児童指導員になるには、次の資格要件のいずれかに該当することが求められます。(児童指導員任用資格)

- ①地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校(※実際には指定は行われていません)かその他の養成施設(秩父学園付属養成所他計4カ所)を卒業した者
- ②大学の学部で、心理学、教育学または社会学を修めて卒業した者
- ③小学校、中学校または高等学校の教諭の資格をもつ者であって、厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認定した者
- ④高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ⑤3年以上児童福祉事業に従事した者であって厚生労働大臣または都道府県知事が適当と認定した者

具体的な進路としては、4年制の福祉系大学を卒業するか、大学で、心理学、教育学、社会学を専攻し、児童指導員任用資格を取得することが一般的です。

